

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成八年法律第七十七号）第四条第七項の規定によつて、広島県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（以下「計画」という。）を変更したので、変更後の計画を次のとおり公表する。

平成二十九年一月十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県漁獲可能量及び漁獲努力可能量管理計画

1 海洋生物資源の保存及び管理に関する方針

- (1) 本県の水産業は、県民に新鮮な水産物を供給する役割を果たすとともに、沿岸部の重要な産業となっている。水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには海洋生物資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。
 - (2) 我が国周辺水域における海洋生物資源は、高位又は中位水準にあるものが約半数を占めているものの、残り約半数は依然として低位水準にとどまっている。

本県水域については、屈曲に富む海岸線や大小138に及ぶ島々を有し、規模は小さいが良好な漁場を形成し、多種多様な海面漁業による漁業生産が行われている。漁獲状況は、栽培対象魚種では、積極的な種苗放流等の効果で「横ばい」を維持しているものの、それ以外の魚種は漁業者の減少等の影響もあり低位で推移している。
 - (3) このようなことから、県としては従来、栽培漁業及び資源管理型漁業の推進等、種々の保存管理措置を講じてきたところであり、この結果、地先の資源を主体として多くの海洋生物資源の保存及び管理が図られるようになってきているが、更に海洋生物資源の適切な保存及び管理を図るため、農林水産大臣が定めた基本計画により決定された漁獲可能量及び漁獲努力可能量の都道府県別の数量について適切な管理措置を講じることとする。
 - (4) 漁獲可能量制度を適切に管理するため、他県からの入漁船を含め第一種特定海洋生物資源の採捕実績の的確な把握に努めることとする。
 - (5) 漁獲可能量及び漁獲努力可能量について本県に定められた数量に係る管理を適切に行っていくためには、これら海洋生物資源の分布回遊状況、資源の内容、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的データや知見の集積が必要である。そこで、国又は関係府県との連携の下、資源の調査体制の充実強化を図ることとする。

また、資源管理の充実を図るため、必要に応じて漁業管理措置の強化を図ることとする。
 - (6) 特定海洋生物資源以外の海洋生物資源についても資源を管理し、有効な利活用を行うため、栽培漁業及び資源管理型漁業を一層推進していくこととする。
 - (7) 本県における漁獲可能量においては、他県からの入漁者の採捕実績に適切な配慮を払うものとする。
- 2 第1種特定海洋生物資源ごとの漁獲可能量について、本県に定められた数量に関する事項
- 第1種特定海洋生物資源の管理の対象となる期間及び知事管理量は定めない。
- 3 第1種特定海洋生物資源知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項
- 本県において第1種特定海洋生物資源のうち「まあじ」、「まいわし」及び「まさば及

びごまさば」を主な漁獲目的としている漁業種類には小型まき網がある。このため、小型まき網漁業については現状の漁獲努力量を増加させることがないよう、許可隻数を現状どおりとして従来の操業規制と同様の規制に基づいた操業とし、この結果、漁獲実績が前年の漁獲実績程度となるよう努めることとする。

4 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、本県に定められた量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について本県に定められた量、対象となる採捕の種類及び期間は次のとおりである。

なお、各々の採捕の種類間で漁獲努力量を再配分してはならない。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	期 間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	さわら流し網漁業	平成29年4月20日から 平成29年6月20日まで	5,813
	中型まき網漁業（うち、さわらを採捕目的とするもの）	平成29年6月1日から 平成29年8月31日まで	1,288

5 第2種特定海洋生物資源ごとの漁獲努力可能量について、採捕の種類別に定める量に関する事項

第2種特定海洋生物資源ごとの第2種特定海洋生物資源知事管理努力量、対象となる採捕の種類及び期間は次のとおりとする。

なお、各々の採捕の種類間で漁獲努力量を再配分してはならない。

第2種特定海洋生物資源	採捕の種類	期 間	漁獲努力量 (隻日)
さわら	さわら流し網漁業	平成29年4月20日から 平成29年6月20日まで	5,813
	中型まき網漁業（うち、さわらを採捕目的とするもの）	平成29年6月1日から 平成29年8月31日まで	1,288

6 第2種特定海洋生物資源知事管理努力量に関し実施すべき施策に関する事項

瀬戸内海等のさわらの資源回復を図るため、「広島県資源管理指針」に基づく資源管理措置の着実な実施を推進する。

また、漁業者に対して、瀬戸内海広域漁業調整委員会指示による操業制限に基づき操業することを周知徹底する。

おって、知事管理努力量に係る知事への漁獲努力量等の報告に関する迅速な報告体制の整備を進めることとする。

7 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項

海洋生物資源の保存及び管理を推進するため、干潟・藻場の保全や造成をはじめとする小型魚や産卵親魚の保護等に向けた取組を進めるとともに、資源管理の意義を県民に広く啓発する活動を推進していくこととする。